

## 事務局資料「開示・会計監査を巡る国内外の動向」

---

2023年4月7日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

- I. 四半期開示の見直しに関する法案の概要
- II. サステナビリティ開示に関する内閣府令の改正
- III. 改正公認会計士法に伴う政府令の改正
- IV. 監査証明府令の改正
- V. 国際監査基準における主な改訂

## I. 四半期開示の見直しに関する法案の概要

II. サステナビリティ開示に関する内閣府令の改正

III. 改正公認会計士法に伴う政府令の改正

IV. 監査証明府令の改正

V. 国際監査基準における主な改訂

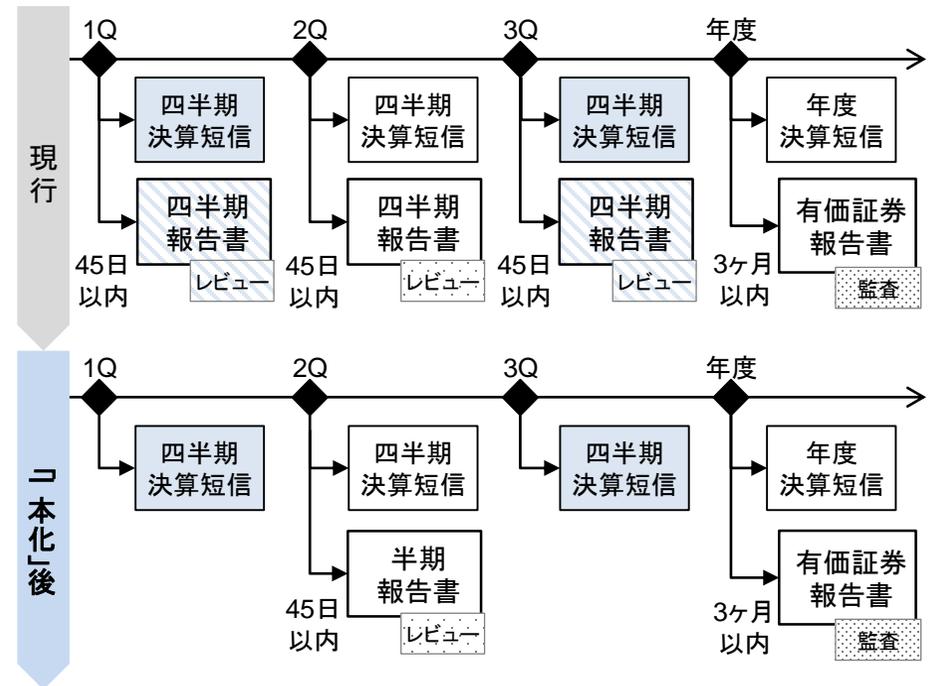
# 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)(2022年12月公表)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ。

## 四半期開示

(法改正事項)

- 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に、期中において、情報の信頼性を確保しつつ、適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**
- 四半期開示(第1・第3四半期)について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止し(法改正事項)、取引所の規則に基づく四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ
  - 当面は、**四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
  - 開示内容については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報(セグメント情報等)を追加**
  - 監査人によるレビューについては、**任意とするが、会計不正等が起きた場合には一定期間義務付け**
  - 虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより**適切に実施**。ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、**罰則の対象になりうる**
  - 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求めることとし、提出期限は決算後45日以内**に。非上場企業も上場企業と同じ枠組みを選択可能(法改正事項)
  - 半期報告書及び臨時報告書の金融商品取引法上の**公衆縦覧期間(各3又は1年間)を5年間へ延長**(法改正事項)



# 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、  
「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

## 顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

### 顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金関係者**に対して幅広く規定
- 契約締結前における契約の概要・リスク等に関する**顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

### 金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構(仮称)**」を創設  
〔業務〕 金融経済教育の教材・コンテンツの作成、  
学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等  
〔形態〕 認可法人  
〔役員〕 理事長(1人)、理事(3人以内)等  
〔ガバナンス〕 運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督  
(参考) 上記の他、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

## 企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の**四半期報告書を廃止**(注2)  
(注1) 府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る  
(注2) 第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間(注)を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長**  
(注) 現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

## その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- ソーシャルレンディング(注)等を行う**第二種金融商品取引業者**について、運用状況の確認等が不十分な事例があったことを踏まえ、**運用報告等を義務付け**  
(注) インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約(注)をトークン(デジタル)化する動き**が見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**  
(注) 出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

I. 四半期開示の見直しに関する法案の概要

II. サステナビリティ開示に関する内閣府令の改正

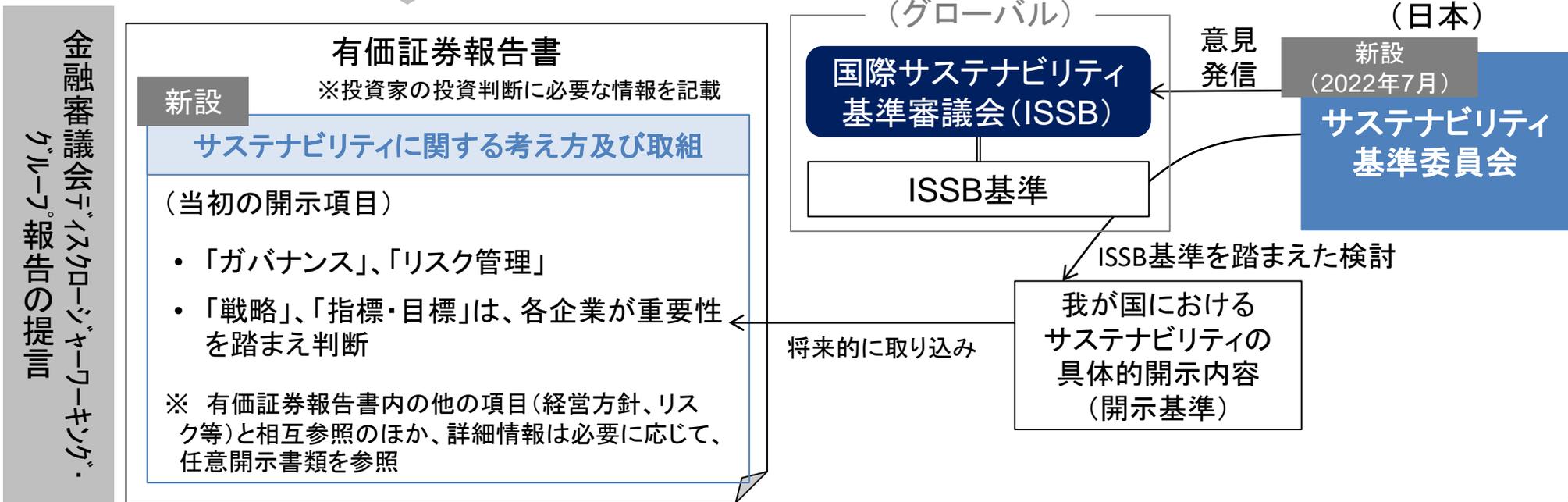
III. 改正公認会計士法に伴う政府令の改正

IV. 監査証明府令の改正

V. 国際監査基準における主な改訂

# サステナビリティ開示に関する対応

- 日本企業の創意工夫によりサステナビリティ開示が積み上がっている中、金融審議会（ディスクロージャーワーキング・グループ）では、有価証券報告書（法定書類）において、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設を提言（2022年6月）。
- 将来的には、日本の「サステナビリティ基準委員会」が検討した具体的開示内容（開示基準）を、有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」に取り込むことを検討。



# 金融審議会ディスクロージャーWG報告を踏まえた内閣府令の概要

- ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえて、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、人的資本・多様性やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充を行う。2023年3月期から適用(2023年1月31日公布・施行)。

有価証券報告書(主な項目)

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 従業員の状況等(充実)

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況(充実)

### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

## 従業員の状況

- 既存の項目に加えて、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示を求める

## サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ情報についての記載欄を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の開示を求める
  - ✓ 「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
  - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

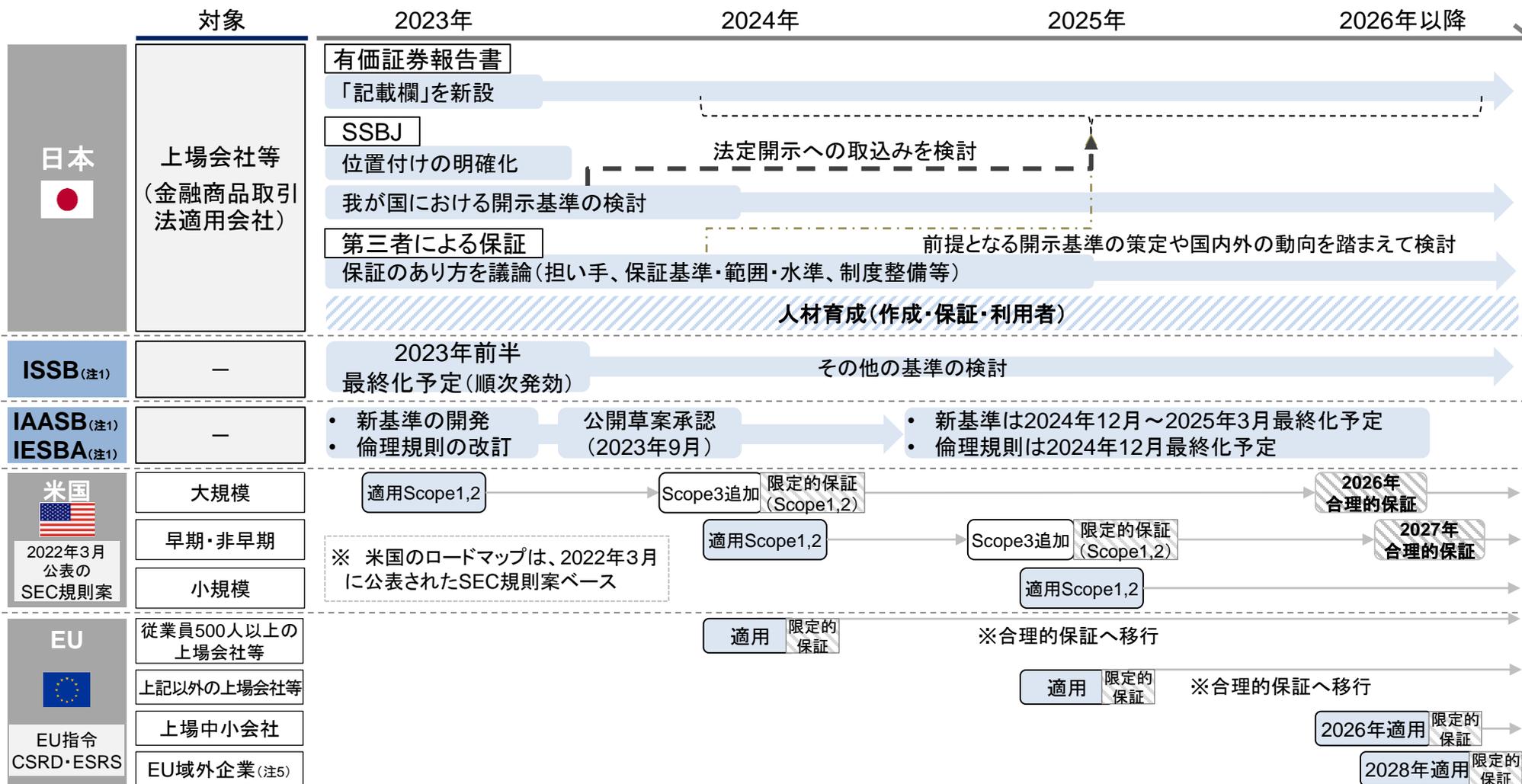
## コーポレート・ガバナンスの状況

- 既存の項目に加えて、「取締役会等の活動状況」などの開示を求める



# 我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(2022年12月公表)

□ 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、以下のような取組みを進めていくことが考えられる。



(注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会) (注2)ISSB、米国については、気候関連開示に関する規則案について記載  
 (注3)米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。  
 (注4)CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注5)EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ  
 (注6)英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップを公表。その中では、2023年以降の1~2年の取組みとして、ISSB基準を法定の年度報告に取り込むことなどが示されている。

- I. 四半期開示の見直しに関する法案の概要
- II. サステナビリティ開示に関する内閣府令の改正
- III. 改正公認会計士法に伴う政府令の改正**
- IV. 監査証明府令の改正
- V. 国際監査基準における主な改訂

# 公認会計士法改正に伴う改正政府令の概要

□ 令和4年公認会計士法改正に伴う改正政府令を2023年1月25日に公布(施行は4月1日)。

## I. 上場会社監査に関する登録制の導入

### 1. 「上場会社等」の範囲 [政令]

- 登録しなければ監査することができない「上場会社等」の範囲を規定
  - 株券等を上場している者
  - 株券等を上場しようとする者(IPOのための有価証券届出書を提出する者) 等

### 2. 登録拒否要件 [政令・内閣府令]

- 登録に必要な社員の最低人数を「5人」とする[政令]
- 上場会社等の監査業務を公正・的確に遂行するための体制として、以下の体制整備を求める[内閣府令]
  - 人的体制 (以下を含む)
    - ・ 上場会社等の監査経験を有する社員が過半数いること
    - ・ 過去の品質管理レビューで極めて重大な不備がなかったこと
  - 改訂品質管理基準を踏まえた体制 (以下を含む)
    - ・ 品質管理専担部門の設置(又は主として従事する者の選任)

### 3. 業務管理体制の整備 [内閣府令]

- 上場被監査会社の属性に応じて、十分な知見を有する公認会計士を監査チームに配置するための体制を整備
- 監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を行う体制、コードの適用状況を公表するための体制を整備

### 4. 情報開示のための体制整備 [内閣府令]

- 品質管理システムの状況、自己評価の結果・その理由、改善策等を公表する体制の整備(法定の説明書類での開示)
- 経営管理の状況、IT監査の状況、人材確保の状況等を公表する体制を整備

## II. 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

- 業務制限が適用される社員の範囲を規定 [政令]
  - 監査に関与する社員
  - 関与社員を管理する地位にある社員
  - 品質管理担当社員 等

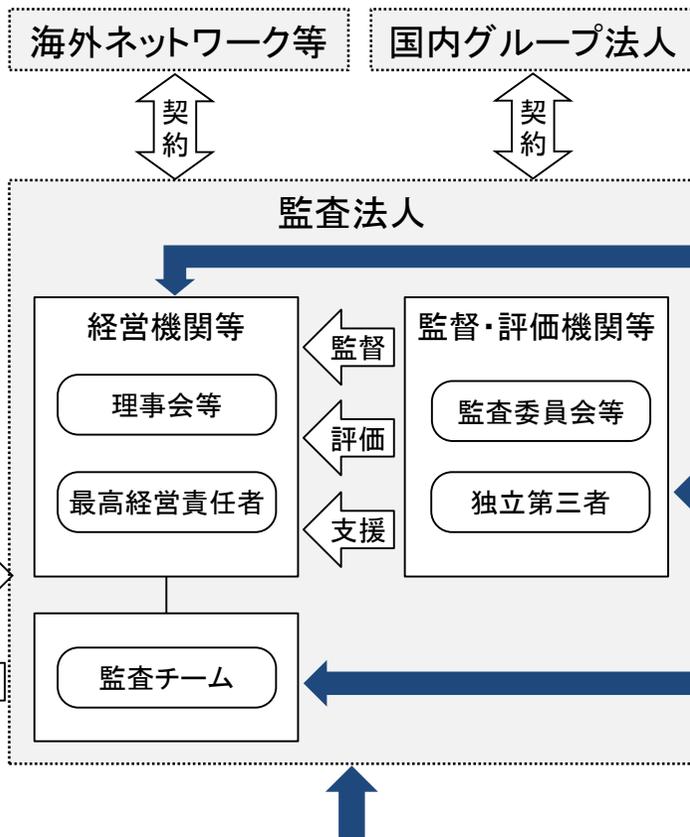
## III. その他の事項

- 企業等に勤務する公認会計士の登録事項として、企業等の名称、勤務する施設の名称・所在地を追加 [府令]
- 公認会計士登録が抹消される継続的専門研修の不受講期間を「3年」とする [府令]

# 監査法人のガバナンス・コード改訂の主なポイント

(2017年3月策定、2023年3月改訂)

- 上場企業等の監査に関する法律上の登録制の導入に伴い、上場企業等を監査する監査法人に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務管理体制整備や情報開示の充実を規律づけ。公認会計士協会が中小監査法人の体制整備を支援。
- 有識者検討会での議論を踏まえて、①中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進、②監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実等を図るため、コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、2023年3月にコードを改訂。(主な改訂部分は下線)



## 【監査法人が果たすべき役割】

- 監査法人の公益的な役割を確認
- 会計監査の品質を組織として向上(特に上場企業等の監査を行う際はより一層高い品質が求められる)
- 開放的な組織文化・風土の醸成

## 【組織体制(経営機能)】

- 経営陣の役割の明確化
- 経営陣にマネジメント能力を備えた人物の選任
- 経営機関を設置しない場合も実効的な経営機能を確保 中小

## 【組織体制(監督・評価機能)】

- 監督・評価機関を設置しない場合も独立第三者を活用 中小
- 独立第三者に期待する役割や独立性の考え方も開示

## 【業務運営】

- 経営陣と監査チームとの間の円滑な情報共有
- 人材育成・人事に係る方針の策定
- 監査チームと被監査会社との深度ある意見交換

## 【透明性の確保】

- 本原則の適用状況に加え、「品質管理」、「ガバナンス」、「IT・デジタル」、「人材」、「財務」、「国際対応」の観点から開示を促進 中小
- グローバルに活動する場合、海外ネットワークとの関係性・位置づけ(意義・目的、リスク、契約概要等)などの開示を充実 グローバル
- 開示内容について外部との積極的な意見交換や、監査法人内外からの意見を踏まえたマネジメントの改善(PDCAの実行)

- I. 四半期開示の見直しに関する法案の概要
- II. サステナビリティ開示に関する内閣府令の改正
- III. 改正公認会計士法に伴う政府令の改正
- IV. 監査証明府令の改正**
- V. 国際監査基準における主な改訂

# 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の改正

- 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) の倫理規程の改訂を受けて、日本公認会計士協会において2022年7月に倫理規則を改正 (2023年4月1日より施行)。これを踏まえ、社会的影響度の高い事業体 (PIE) を監査する監査事務所による、報酬関連情報の開示が求められることとなった。
- これに伴い、監査証明府令を改正し、監査を実施した公認会計士又は監査法人 (これらの者と同一のネットワークに属する者を含む。) が被監査会社やその連結子会社等から受け取った、又は受け取るべき報酬に関する事項を監査報告書の記載事項として追加 (2023年3月27日公布 (4月1日施行))。

## 監査報告書の記載イメージ

### 独立監査人の監査報告書

#### <財務諸表監査>

監査意見  
監査意見の根拠  
継続企業的前提  
監査上の主要な検討事項  
その他の記載内容  
連結財務諸表に対する経営者及び監査役等の責任  
連結財務諸表監査における監査人の責任

#### <内部統制監査>

監査意見  
監査意見の根拠  
内部統制報告書に対する経営者及び監査役等の責任  
内部統制報告書における監査人の責任

#### <報酬関連情報>

利害関係

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額及び非監査証明業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。

- I. 四半期開示の見直しに関する法案の概要
- II. サステナビリティ開示に関する内閣府令の改正
- III. 改正公認会計士法に伴う政府令の改正
- IV. 監査証明府令の改正
- V. 国際監査基準における主な改訂**

# 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) における国際監査基準等の主な改訂・開発

- 現時点の国際監査・保証基準審議会 (IAASB) における主な国際監査基準 (ISA) 等の開発・改訂の状況は、以下のとおり。
- **ISA 260, ISA 700等 (PIE track1)**: PIE監査の倫理規則に関する透明性向上等〔2023年6月最終化予定〕
- **ISA for LCE**: 複雑でない企業 (LCE: Less Complex Entities) 向けの別個の監査基準の開発 (各法域のLCE向け監査基準の断片化への対応のための基準開発)〔2023年9月最終化予定〕
- **ISA 500**: Audit Evidenceの改訂 (テクノロジーの進展や監査人の利用可能な情報源の多様化等の近年の監査における環境変化を踏まえた改訂)〔2024年6月最終化予定〕
- **ISSA 5000<sup>(注1)</sup>**: サステナビリティ保証のための包括的な基準の開発 (サステナビリティ開示に対する保証の主要法域における制度化等で市場からのニーズの高まりを受けた基準開発)〔2024年9月最終化予定〕
- **ISA 240**: Fraudの改訂 (近年の様々な大型会計不正事件を受けた不正に関する監査人の役割の明確化、監査手続の強化、及び監査報告の透明性向上等のための改訂)〔2025年3月最終化予定〕
- **ISA 570**: Going Concern (GC) の改訂 (経営者によるGCの評価、当該評価に対する監査手続の強化、及び監査報告の透明性向上等のための改訂)〔2024年12月最終化予定〕
- **ISA 260, ISA 700, ISA 720, ISQM 1等 (PIE track2)**: PIEの定義の見直しと、上場企業監査固有の要求事項の適用対象をPIE監査に拡大するかどうかの検討〔2024年12月最終化予定〕

(注1) International Standard on Sustainability Assurance 5000の略。他のIAASBの基準と明確に区別するために、使用されていないナンバリングである5000番を使用。